国道138号拡幅に伴う周辺地域まちづくり検討委員会

規約

(名 称)

第1条 本会は、国道138号拡幅に伴う周辺地域まちづくり検討委員会(仮称)(以下、「委員会」 という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、国道138号新屋拡幅(上宿交差点~富士見公園南交差点)を契機として、今後の 富士北麓地域に相応しい道路整備に資するため、「景観形成や周辺まちづくりの方向性」 等の検討を行い、「国道138号周辺まちづくりの方向性」について、提言を行うものである。

(組織)

- 第3条 委員会は、別紙1の委員をもって構成する。
 - 2 委員長は委員の互選によって選出し、委員会を統括するものとする。
 - 3 必要に応じ、委員長の指名により委員を追加することができる。
 - 4 「国道138号周辺まちづくりの方向性」の検討にあたっては、作業部会が担うものとし、 別紙2の委員をもって構成する。なお、所属の役員が交代した時は、後任者をもって委員 とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、原則として1年とし、再任を妨げないものとする。

(情報公開)

- 第5条 委員会の会議、委員会資料、議事内容の公開については委員会でこれを定める。
 - 2 委員会の事務局は、前項で決定した公開する情報について、関係住民が閲覧できるよう必要な措置を講ずるものとする。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所調査第二課及び富士吉 田市都市基盤部国道138号対策室及びに置く。

(委員長への委任)

第7条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

1 この規約は、平成25年11月19日から適用する。

国道 138 号拡幅に伴う周辺地域まちづくり検討委員会 委員

	氏 名	所 属	役職
ナカジマ中島	ナオ ト 直人	慶應義塾大学環境情報学部	准教授
堀内	^{カズオ} 和男	新屋連合自治会	連合自治会長
79+× 渡辺	ノリアキ 則明	上宿連合自治会	連合自治会長
ワタナベ渡邉	シル 稔	中宿連合自治会	連合自治会長
藤本	なぎ 建治	下宿連合自治会	連合自治会長
ggtx 渡辺	*** ^Δ 修	中曽根連合自治会	連合自治会長
ポリウチ堀内	光一郎	富士急行株式会社	代表取締役社長
世界	文彦	富士吉田商工会議所	専務理事
9キグチ 滝口	ァキラ 明	財団法人 ふじよしだ観光振興サービス	常務理事
9キグチ 滝口	*** ^Δ 修	富士吉田市企画部	部長
部井	^{9ツヤ} 達也	山梨県富士東部建設事務所吉田支所	支所長
タンザワ 丹澤	^{ケンイチ} <u> 彦一</u>	山梨県県土整備部道路整備課	課長
rxis 泉	智徳	山梨県知事政策局富士山保全推進課	課長
タナカ田中	^{カッナオ} 克 <u>直</u>	国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所	事務所長

国道 138 号拡幅に伴う周辺地域まちづくり検討作業部会 委員

氏 名	所 属	役職
7タナペ ヒロシ 渡辺 博	富士吉田商工会議所	事務局長
タナベ タエコ 田辺 多重子	御山倶楽部	会長
ジョウモンジ アツシ 上文司 厚	北口本宮冨士浅間神社	宮司
原實夫	富士山北口御師団	歳司
シハラ 1サム 篠原 勇	富士急山梨バス株式会社	取締役社長
ナカムラ シンゴ 中村 慎吾	山梨県県土整備部道路整備課	道路企画監
加々美格示	山梨県県土整備部都市計画課	まちづくり推進企画監
有泉 修	山梨県県土整備部総務課美しい県土づくり推進室	室長補佐
ヤマモト オザム 山本 修	山梨県県土整備部道路管理課	課長補佐
7カザワ シュウイチ 深澤 修一	山梨県富士東部建設事務所吉田支所道路課	課長
まサダ コウ 長田 公	山梨県知事政策局富士山保全推進課	総括課長補佐
ナカヤマ セイジ 中山 誠二	山梨県教育委員会学術文化財課	文化財指導監
が ヒロシ 小幡 宏	国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所	副所長

国道 138 号拡幅に伴う周辺地域まちづくり検討作業部会 委員

氏 名	所 属	役職
*メコシ キンイチ 水越 欣一	富士吉田市企画部政策企画課	課長
ブジタ トオル 藤田 徹	富士吉田市都市基盤部道路公園課	課長
プタナベ モトオ 渡辺 源夫	富士吉田市都市基盤部都市政策課	課長
79+*	富士吉田市産業観光部富士山課	課長
ハダ シゲル 羽田 茂	富士吉田市教育委員会歴史文化課	課長